

件名

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附 則 （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置） 第十二条 標準的手法採用組合は、株式及び株式と同等の性質を有するもの（新告示第四十七条第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。第四項において同じ。）に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、基準日から起算して五年を経過する日までの間は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。 一 「略」 二 前号に掲げる投資以外の投資（<u>漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和八年農林水産省告示第 号）による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第四十条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される投資を除く。） 次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト 「イ」ホ 略」 〔2〕4 略」 備考 表中の「」の記載は注記である。
改正前	附 則 （株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに関する経過措置） 第十二条 「同上」 一 「同上」 二 前号に掲げる投資以外の投資 次のイからホまでに掲げる期間の区分に応じ、当該イからホまでに定めるリスク・ウェイト 「イ」ホ 同上」 〔2〕4 同上」